		有価証券益	
		有価証券利息	826,525
		雑収入	52,407,359
		受入雑利息	56
		労働保険料被保険者負担金	9,146,901
		償却債権取立益	34,019,804
		雑益	9,240,598
		貸倒引当金戻入	8,992,088,511
		当期損失金	114,184,364
合計	24,137,474,701	合計	24,137,474,701

㈱　当期損失金114,184,364円は、米穀資金・新事業創出促進特別勘定の損失金であり、沖縄振興開発金融公庫法施行令附則第４条第３項の規定により同勘定の積立金を減額して整理することとする。

貸借対照表　（平成28年３月31日現在）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額(円)	科目	金額(円)
貸付金		借入金	527,979,493,600
公庫貸付金	801,332,648,352	財政融資資金借入金	518,129,982,000
産業開発資金貸付金	331,205,480,063	産業投資借入金	682,920,000
生業資金貸付金	122,159,029,135	一般会計借入金	22,789,400
教育資金貸付金	10,450,318,482	独立行政法人勤労者退職金共済機構借入金	9,143,802,200
恩給担保貸付金	542,388,196	債券	164,481,500,000
住宅資金貸付金	163,383,961,121	沖縄振興開発金融公庫債券	163,000,000,000
財形住宅資金貸付金	8,854,845,343	住宅宅地債券	1,481,500,000
農林漁業資金貸付金	24,803,352,008	債券発行差額	△ 5,994,141
中小企業資金貸付金	111,452,879,579	貸付受入金	52,197,860,000
医療資金貸付金	14,074,521,000	未払費用	1,714,821,904
生活衛生資金貸付金	14,201,282,425	未払借入金利息	1,125,152,186
米穀資金貸付金	204,591,000	未払債券利息	550,653,523
出資金	6,504,231,692	未払業務委託費	19,842,687
現金預け金	18,451,901,951	未払社会保険料	19,173,508
現金	23,676,153	雑勘定	455,543,446
預け金	18,428,225,798	仮受金	454,299,846
有価証券		未払金	1,243,600
株式及社債	4,349,000,000	賞与引当金	150,248,267
代理店勘定	249,247,706	未収収益	989,097,656
未収貸付金利息	987,681,368	退職給付引当金	2,353,744,412
未収受託手数料	1,096,887	保証債務	848,328
未収有価証券利息	319,401	（負債合計）	749,328,065,816
雑勘定		資本金	77,292,992,000
仮払金	12,839,963	一般会計出資金	45,318,000,000
固定資産		承継出資金	21,555,992,000
㐧業務用固定資産	6,371,258,048	産業投資出資金	10,419,000,000
保証債務見返	848,328	積立金	
貸倒引当金	△ 9,996,088,190	米穀資金・新事業創出促進積立金	1,758,112,054
		当期未処理損失	△ 114,184,364
		（純資産合計）	78,936,919,690
資産合計	828,264,985,506	負債・純資産合計	828,264,985,506

㈱　当期未処理損失114,184,364円は、米穀資金・新事業創出促進特別勘定損失金である。

重要な会計方針等

1　有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法によっている。

2　固定資産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

固定資産3,307,901,225円

3　引当金の計上基準

⑴　貸倒引当金

貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、沖縄振興開発金融公庫の国庫納付金に関する政令（昭和26年政令第162号）第１条第３項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い、発生の可能性が高い将来の損失額を合理的に見積もった額の範囲内で計上している。

⑵　賞与引当金

賞与引当金は、役員及び職員の賞与の支払いに備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上している。

⑶　退職給付引当金

退職給付引当金は、役員及び職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上している。

退職一時金については、当公庫は職員300人未満の企業に該当することから、簡便法を適用し、自己都合による期末退職金要支給額を退職給付債務とする方法によっている。

なお、企業年金基金制度については、基金全体の平成27年３月末の年金債務額から平成28年３月末の年金資産額を控除した不足額を標準給与月額の沖縄振興開発金融公庫の負担割合に応じて退職給付債務を計上している。